

令和5年3月10日

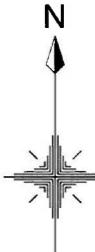
まちづくり委員会資料

陳情第166号

高津区上作延の道路廃止処理、登記の手続及び
廃棄物運搬車両の撤去に関する陳情

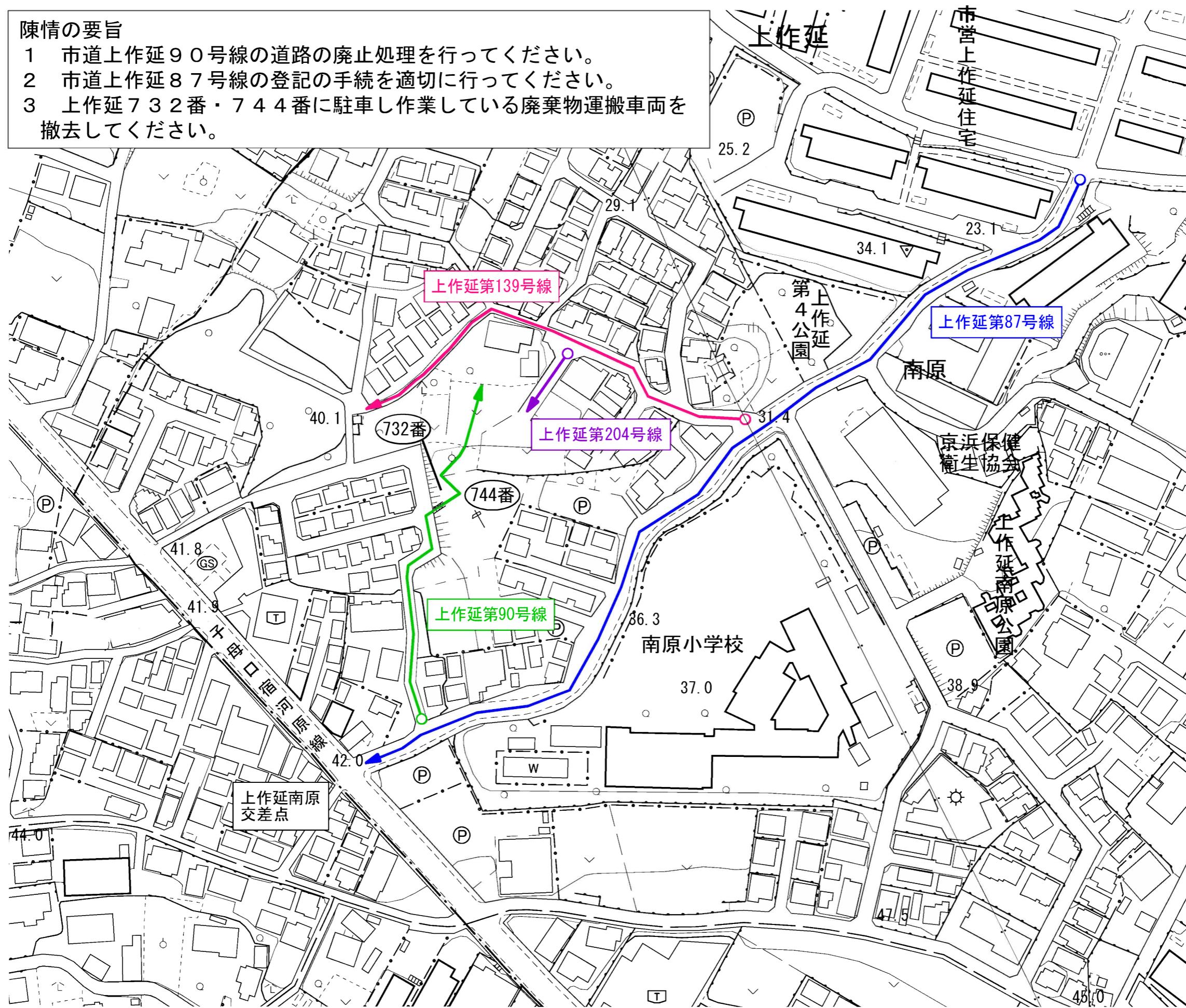
建設緑政局

資料 1
案内図



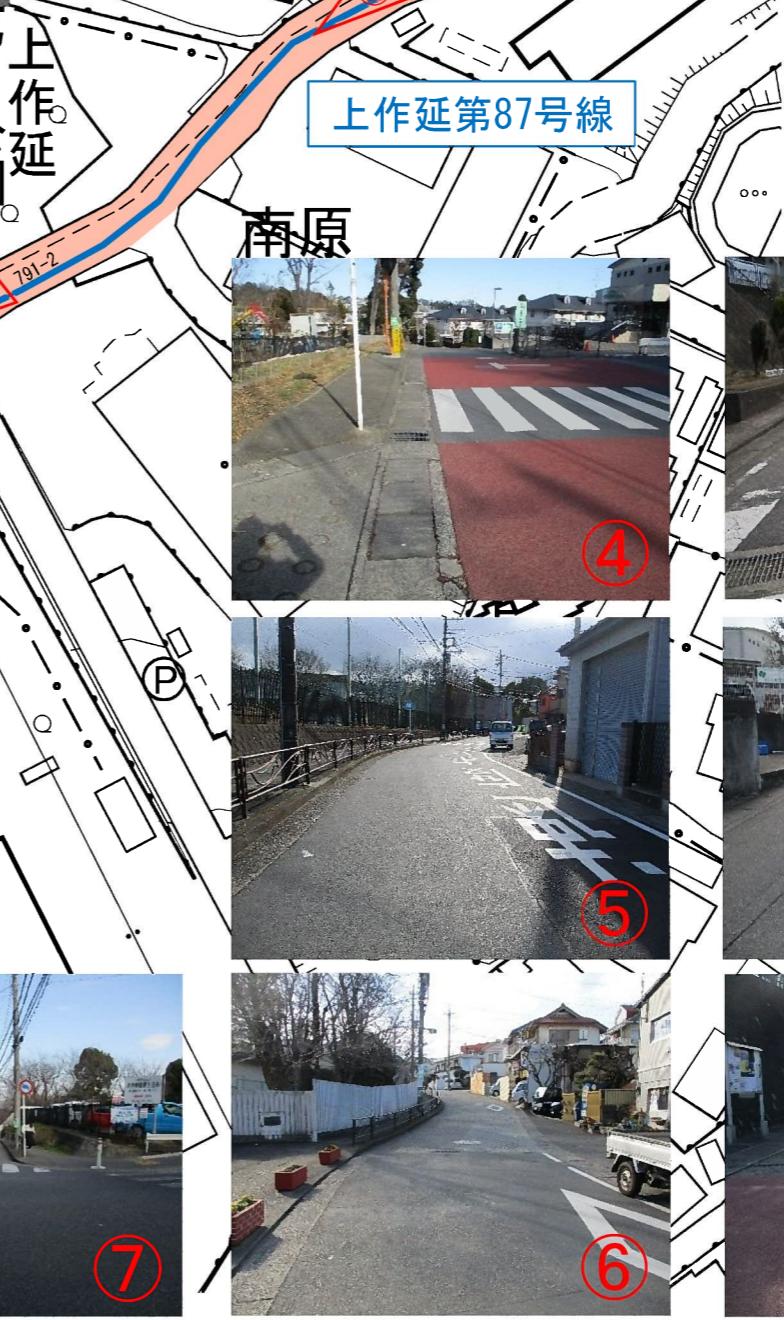
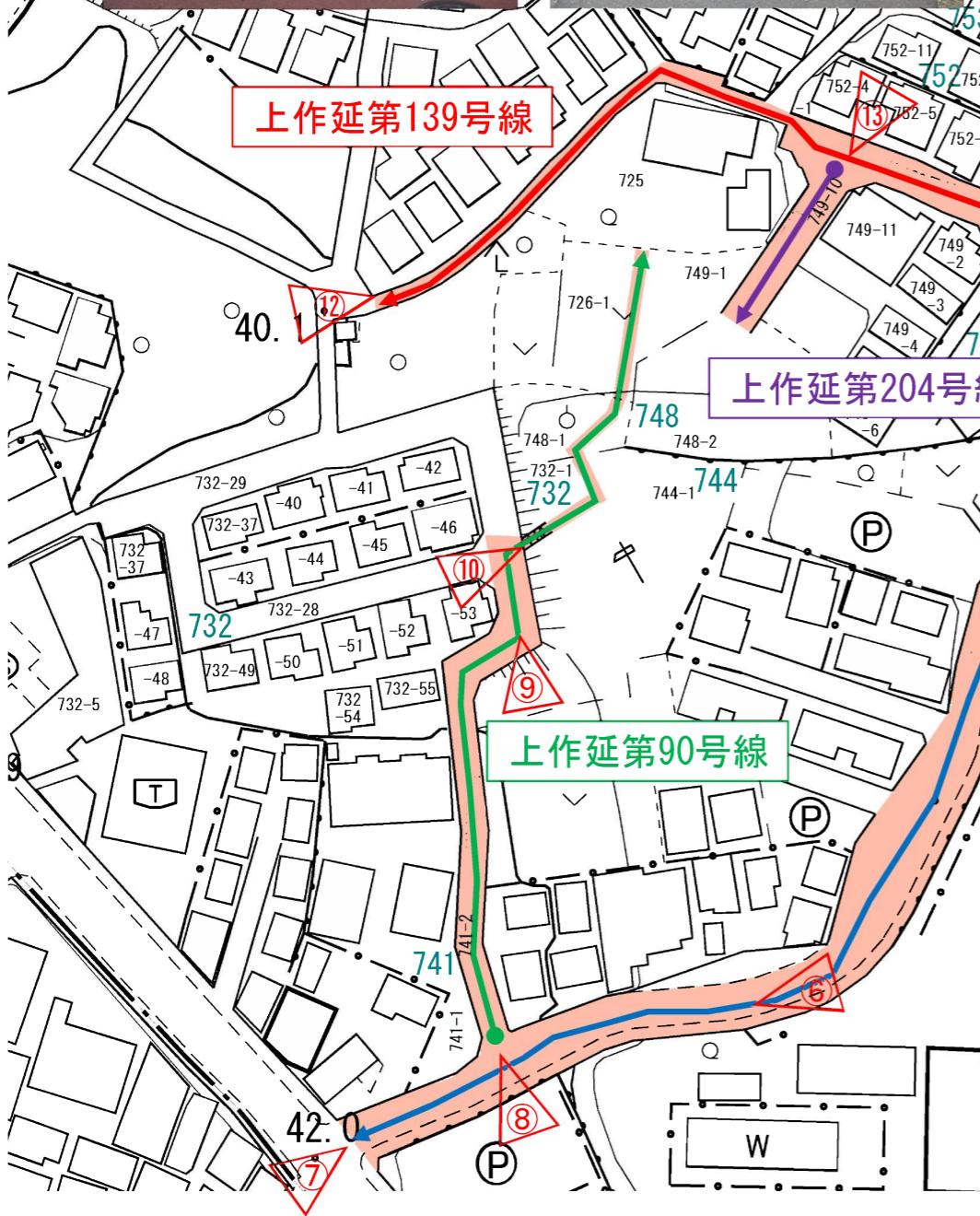
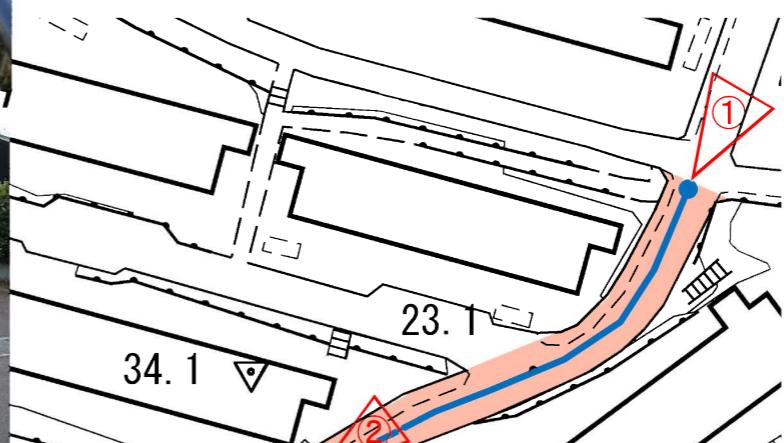
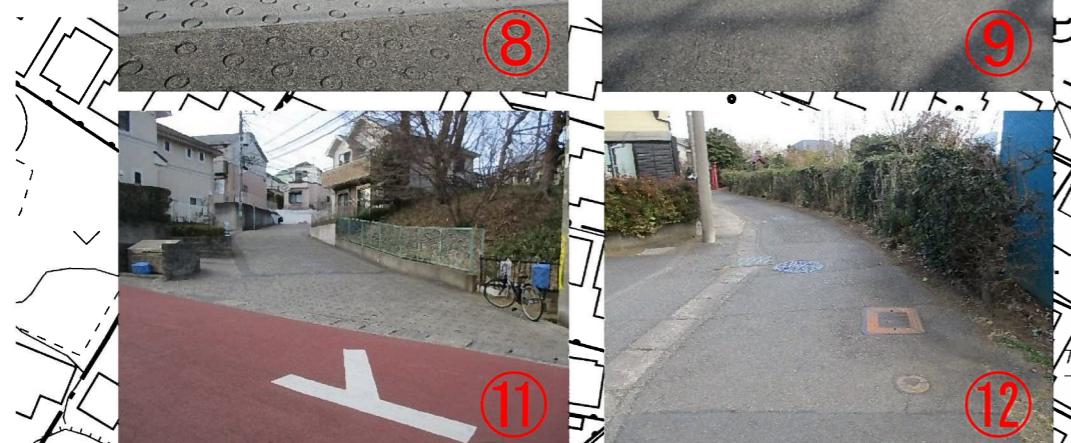
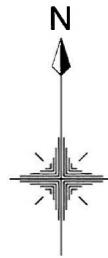
陳情の要旨

- 市道上作延90号線の道路の廃止処理を行ってください。
- 市道上作延87号線の登記の手続を適切に行ってください。
- 上作延732番・744番に駐車し作業している廃棄物運搬車両を撤去してください。



資料2

現地の状況



上作延732番・744番の状況



資料 4

陳情第166号に対する本市の見解

■陳情の要旨

- 1 市道上作延90号線の道路の廃止処理を行ってください。
- 2 市道上作延87号線の登記の手続を適切に行ってください。
- 3 上作延732番・744番に駐車し作業している廃棄物運搬車両を撤去してください。

■本市の見解

1について

陳情3ページ目の陳情の理由3の3段落目にあるとおり、市道上作延90号線の一部を廃止し、上作延204号線に道路の機能を付け替えることが陳情者の要望ですが、上作延90号線と上作延204号線を結ぶ道路整備計画はなく、事業者による開発行為の相談等もありません。

また、上作延90号線の現況は、資料2、3の写真のとおりであり、道路を廃止する予定はありません。

なお、開発行為が行われる等の際には、都市計画法に基づき協議を行い、道路の廃止の可否を含めて適切に対応いたします。

2について

市道上作延87号線の土地は、登記簿上、川崎市所有となっています。なお、登記簿上の地目が公衆用道路ではない土地については、道路管理上は直ちに支障が生じるものではないことを踏まえ、市への名義変更の際に、地目変更までは行わなかったものと考えられますが、地目が現状と異なっていたことが判明したため、今回、地目変更の手続きを行いました。

3について

本件土地を使用している業者への確認や、現地調査等を行った結果、神奈川県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有しており、下請けとして他人の廃棄物の委託を受けた場合、処理施設等に運搬しております。

また、本件土地において元請けとして受託した工事現場から発生した自社の廃棄物を保管基準に基づいて保管しているほか、廃棄物ではない建設資材の保管等を行っており、当該行為は廃棄物処理法の積替え保管には該当しないことを確認しております。

以上のことから、廃棄物処理法を遵守し、適切に本件土地を管理していることから、廃棄物運搬車両を撤去する必要はございません。